

草津市準要保護者認定要綱（平成２９年草津市教委告示第１８号）に規定する準要保護の認定に関する事務であって規則に定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1（２）：知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	草津市準要保護者認定要綱（平成２９年草津市教委告示第１８号）に規定する準要保護の認定に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	151	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第１ 教育委員会の項 草津市準要保護者認定要綱（平成２９年草津市教委告示第１８号）に規定する準要保護の認定に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年３月３１日法律第１８号）第１条	草津市準要保護者認定要綱（平成２９年１１月９日告示第１８号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、（高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること）を目的とする。	第1条 この要綱は、（学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条および学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき必要な援助を行う）にあたり(要保護者に準ずる程度に困窮するものとして認める者)の認定に関して必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市準要保護者認定要綱（平成２９年１１月９日告示第１８号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	草津市準要保護者認定要綱第4条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	準要保護認定の認定要件の審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ	草津市準要保護者認定要綱第3条第1項第1号ア
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ロ	草津市準要保護者認定要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	草津市準要保護者認定要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年10月10日
独自利用事務の対象者	準要保護認定申請者の同一世帯員
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2024年09月30日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	